帰還困難区域内に居住し、同区域内の介護施設に勤務していたが、本件事故に より退職した申立人について、事故当時の勤務先の業種や昇給実績等から、勤 務を継続していれば昇給したことの蓋然性を認め、昇給分も考慮した就労不能 損害や退職金相当額等が賠償された事例。

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成○○年(東)第○号事件(以下「本件」と いう。)において、申立人X(以下、「申立人」という。)と被申立人東京電力ホール ディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

## 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙一覧表記載の損害項目(同表記載の期 間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力 は及ばないことを相互に確認する。

## 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金と して、金887万1575円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人と被申立人は、別紙一覧表記載の損害項目(同表記載の期間に限る。)に ついて、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が 被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別 涂請求しない。
- 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が 署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和 解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 平成29年5月22日

(仲介委員 山下純司)

損害項目		金額	期間
就労不能損害	定期昇給にかかる損害	¥1, 292, 962	H23.4-H27.2
	退職金にかかる損害 (法人A)	¥2,501,280	H23. 4—H27. 2
	退職金にかかる損害 (法人B)	¥871,719	H23.8-H27.2
財物	陶芸用ガス窯	¥592, 937	
	陶芸用機材	¥1, 105, 437	
	陶芸用 原材料及び消耗品	¥432, 000	
	陶芸製品	¥929, 240	
避難慰謝料 増額分		¥1, 146, 000	H23. 3. 11—H26. 4
損害合計		¥8,871,575	

		金額	備考
1	土練機(常圧)	¥83, 334	
2	電動ろくろ	¥33, 334	
3	板状粘土製造機	¥151, 067	
4	釉薬剥がし機	¥85, 000	
5	ポットミル+ポット	¥60, 000	
6	温度計+熱電対	¥34, 834	
7	カーボランダム棚板	¥150, 000	
8	コンプレッサー	¥55, 000	
9	上皿天秤	¥20, 000	
10	手ろくろ4台	¥20, 001	
11	釉攪拌機	¥11, 000	
12	スプレーガン	¥15, 000	
13	L型支柱・I型支柱等	¥36, 667	
14	真空土練機	¥350, 200	
	合計金額	¥1, 105, 437	